

島根県障がい者基本計画に関するパブリックコメント等に対する県の考え方

資料1-②

1. 素案の修正意見

	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方				
1	<p>計画の基本理念について</p> <p>第1編-2の第1段落中、「障がいのある人が、基本的人権を享有・・・」を、「障がいのある人が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有・・・」と修正していただきたい。</p>	<p>第1編 2の第1段落を以下のとおり修正しました。(P1)</p> <table border="1" data-bbox="949 411 2067 667"> <thead> <tr> <th data-bbox="949 411 1503 443">変更前</th> <th data-bbox="1503 411 2067 443">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="949 443 1503 667">障がいのある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができ、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生きる社会（共生社会）の実現を目指すことを基本理念とします。</td> <td data-bbox="1503 443 2067 667">障がいのある人が、<u>障がいのない人と等しく</u>、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができ、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生きる社会（共生社会）の実現を目指すことを基本理念とします。</td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	障がいのある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができ、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生きる社会（共生社会）の実現を目指すことを基本理念とします。	障がいのある人が、 <u>障がいのない人と等しく</u> 、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができ、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生きる社会（共生社会）の実現を目指すことを基本理念とします。
変更前	変更後					
障がいのある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができ、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生きる社会（共生社会）の実現を目指すことを基本理念とします。	障がいのある人が、 <u>障がいのない人と等しく</u> 、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができ、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生きる社会（共生社会）の実現を目指すことを基本理念とします。					
2	<p>社会的障壁について</p> <p>P2 欄外の注「※社会的障壁：障がいがある者にとって・・・」は、障害者の「障害」を従来の「障害の医学（個人）モデル」と誤認させてしまうため、「※社会的障壁：心身の機能に障がいがある者にとって・・・」と修正を検討願います。</p>	<p>第1編 5の欄外を以下のとおり修正しました。(P2)</p> <table border="1" data-bbox="940 743 2056 911"> <thead> <tr> <th data-bbox="940 743 1496 775">変更前</th> <th data-bbox="1496 743 2056 775">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="940 775 1496 911">※ 社会的障壁：障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの</td> <td data-bbox="1496 775 2056 911">※ 社会的障壁：<u>心身の機能に障がいがある者</u>にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの</td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	※ 社会的障壁：障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの	※ 社会的障壁： <u>心身の機能に障がいがある者</u> にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの
変更前	変更後					
※ 社会的障壁：障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの	※ 社会的障壁： <u>心身の機能に障がいがある者</u> にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの					
3	<p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の一部改正について</p> <p>②障害を理由とする「不当な差別的取扱い」の禁止は、元々の根本原則で、改正されて出てきたものではなく、誤認ではないか。「②必要な施策の効率的・効果的实施が促進されるよう、国及び地方公共団体の適切な役割分担と相互連携・協力」と修正をご検討ください。</p>	<p>第2編 2（1）国内の制度改正等の令和3年6月の欄を以下のとおり修正しました(P10)</p> <table border="1" data-bbox="943 987 2056 1243"> <thead> <tr> <th data-bbox="943 987 1498 1019">変更前</th> <th data-bbox="1498 987 2056 1019">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="943 1019 1498 1243">「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の一部改正 ①全ての事業者における合理的配慮の義務化（民間事業者はR6.4より） ②障害を理由とする「不当な差別的取扱い」の禁止 等</td> <td data-bbox="1498 1019 2056 1243">「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の一部改正 ①全ての事業者における合理的配慮の義務化（民間事業者はR6.4より） ②国及び地方公共団体の適切な役割分担と相互連携・協力 等</td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の一部改正 ①全ての事業者における合理的配慮の義務化（民間事業者はR6.4より） ②障害を理由とする「不当な差別的取扱い」の禁止 等	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の一部改正 ①全ての事業者における合理的配慮の義務化（民間事業者はR6.4より） ②国及び地方公共団体の適切な役割分担と相互連携・協力 等
変更前	変更後					
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の一部改正 ①全ての事業者における合理的配慮の義務化（民間事業者はR6.4より） ②障害を理由とする「不当な差別的取扱い」の禁止 等	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の一部改正 ①全ての事業者における合理的配慮の義務化（民間事業者はR6.4より） ②国及び地方公共団体の適切な役割分担と相互連携・協力 等					

	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方				
4	<p>障がい者差別の解消の推進について</p> <p>第3編 1(1)現状と課題の文中「障がいのある人に対しても、合理的配慮の提供や環境の整備などによって社会的障壁を取り除いていく・・・」は「障がいのある人に対しても、制度や環境の整備、合理的配慮の提供 などによって社会的障壁を取り除いていく・・・」の順序としてはこうなるのではないのでしょうか。また、環境というだけでは狭すぎるのではないのでしょうか。</p>	<p>第3編 1(1)現状と課題の文中を以下のとおり修正しました。(P14)</p> <table border="1" data-bbox="945 280 2063 480"> <thead> <tr> <th data-bbox="945 280 1503 320">変更前</th> <th data-bbox="1503 280 2063 320">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="945 320 1503 480">障がいのある人に対しても、合理的配慮の提供や環境の整備などによって社会的障壁を取り除いていくことにより、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現が可能となります。</td> <td data-bbox="1503 320 2063 480">障がいのある人に対しても、<u>制度や環境の整備、合理的配慮の提供</u>などによって社会的障壁を取り除いていくことにより、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現が可能となります。</td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	障がいのある人に対しても、合理的配慮の提供や環境の整備などによって社会的障壁を取り除いていくことにより、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現が可能となります。	障がいのある人に対しても、 <u>制度や環境の整備、合理的配慮の提供</u> などによって社会的障壁を取り除いていくことにより、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現が可能となります。
変更前	変更後					
障がいのある人に対しても、合理的配慮の提供や環境の整備などによって社会的障壁を取り除いていくことにより、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現が可能となります。	障がいのある人に対しても、 <u>制度や環境の整備、合理的配慮の提供</u> などによって社会的障壁を取り除いていくことにより、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現が可能となります。					
5	<p>障がいの程度について</p> <p>「個々の障がいの 程度に応じて、・・・」を「個々の障がいの 状態に即して・・・」としてはどうか。障害の程度という表現は障害者手帳の等級を連想してしまいます。権利条約に基づくなら、必要なのは、個々にどのような困難さがあり、それをどう埋めて(補完して)いくかという観点で、そういう意味合いを表現すべきではないかと思えます。ご検討ください。</p>	<p>第3編 2(1)現状と課題の文中を以下のとおり修正しました。(P22)</p> <table border="1" data-bbox="945 600 2063 810"> <thead> <tr> <th data-bbox="945 600 1503 639">変更前</th> <th data-bbox="1503 600 2063 639">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="945 639 1503 810">視覚障がい者が、社会参加し自立した生活を送るためには、<u>個々の障がいの程度に応じて</u>、日常生活や歩行などの訓練を受けられるよう体制の整備が必要です。</td> <td data-bbox="1503 639 2063 810">視覚障がい者が、社会参加し自立した生活を送るためには、<u>個々の障がいの状態に即して</u>、日常生活や歩行などの訓練を受けられるよう体制の整備が必要です。</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、「状態」は他の文章に合わせ「状態」としました。</p>	変更前	変更後	視覚障がい者が、社会参加し自立した生活を送るためには、 <u>個々の障がいの程度に応じて</u> 、日常生活や歩行などの訓練を受けられるよう体制の整備が必要です。	視覚障がい者が、社会参加し自立した生活を送るためには、 <u>個々の障がいの状態に即して</u> 、日常生活や歩行などの訓練を受けられるよう体制の整備が必要です。
変更前	変更後					
視覚障がい者が、社会参加し自立した生活を送るためには、 <u>個々の障がいの程度に応じて</u> 、日常生活や歩行などの訓練を受けられるよう体制の整備が必要です。	視覚障がい者が、社会参加し自立した生活を送るためには、 <u>個々の障がいの状態に即して</u> 、日常生活や歩行などの訓練を受けられるよう体制の整備が必要です。					
6	<p>情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実について</p> <p>コミュニケーション手段に「点訳・音訳者、代読・代筆者」の補筆のうえ、視覚障害者への意思疎通支援の必要を明記していただければと思います。</p>	<p>第3編 2(2)現状と課題の文中を以下のとおり修正しました。(P24)</p> <table border="1" data-bbox="945 911 2063 1161"> <thead> <tr> <th data-bbox="945 911 1503 951">変更前</th> <th data-bbox="1503 911 2063 951">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="945 951 1503 1161">視覚障がい者や聴覚障がい者のコミュニケーション手段を確保するためには、<u>手話通訳者や要約筆記者等の果たす役割が大きい</u>ため、その養成・派遣体制の充実を図っていく必要があります。また、ロービジョンなど障がいの程度に応じた支援や配慮等も必要です。</td> <td data-bbox="1503 951 2063 1161">視覚障がい者や聴覚障がい者のコミュニケーション手段を確保するためには、<u>手話通訳者や要約筆記者、点訳・音訳者、代読・代筆者等の果たす役割が大きい</u>ため、その養成・派遣体制の充実を図っていく必要があります。また、ロービジョンなど障がいの程度に応じた支援や配慮等も必要です。</td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	視覚障がい者や聴覚障がい者のコミュニケーション手段を確保するためには、 <u>手話通訳者や要約筆記者等の果たす役割が大きい</u> ため、その養成・派遣体制の充実を図っていく必要があります。また、ロービジョンなど障がいの程度に応じた支援や配慮等も必要です。	視覚障がい者や聴覚障がい者のコミュニケーション手段を確保するためには、 <u>手話通訳者や要約筆記者、点訳・音訳者、代読・代筆者等の果たす役割が大きい</u> ため、その養成・派遣体制の充実を図っていく必要があります。また、ロービジョンなど障がいの程度に応じた支援や配慮等も必要です。
変更前	変更後					
視覚障がい者や聴覚障がい者のコミュニケーション手段を確保するためには、 <u>手話通訳者や要約筆記者等の果たす役割が大きい</u> ため、その養成・派遣体制の充実を図っていく必要があります。また、ロービジョンなど障がいの程度に応じた支援や配慮等も必要です。	視覚障がい者や聴覚障がい者のコミュニケーション手段を確保するためには、 <u>手話通訳者や要約筆記者、点訳・音訳者、代読・代筆者等の果たす役割が大きい</u> ため、その養成・派遣体制の充実を図っていく必要があります。また、ロービジョンなど障がいの程度に応じた支援や配慮等も必要です。					

	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方				
7	<p>スポーツ・レクリエーションへの支援について</p> <p>第3編 2-(5)の①「スポーツ・レクリエーションへの支援」の5つ目の○の「障がい者のスポーツ活動を推進するため、(公財)島根県障害者スポーツ協会」の後に「市町村行政」の加筆をお願いします。</p>	<p>第3編 2-(5)の文中を以下のとおり修正しました。(P34)</p> <table border="1" data-bbox="952 276 2067 497"> <thead> <tr> <th data-bbox="952 276 1509 316">変更前</th> <th data-bbox="1509 276 2067 316">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="952 316 1509 497">障がい者のスポーツ活動を推進するため、(公財)島根県障害者スポーツ協会と連携を図り、島根県障がい者スポーツ大会の開催や全国障害者スポーツ大会等への選手派遣及び各地域でのスポーツ教室等の開催に取り組みます。</td> <td data-bbox="1509 316 2067 497">障がい者のスポーツ活動を推進するため、(公財)島根県障害者スポーツ協会や市町村と連携を図り、島根県障がい者スポーツ大会の開催や全国障害者スポーツ大会等への選手派遣及び各地域でのスポーツ教室等の開催に取り組みます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、「市町村行政」は「市町村」としました。</p>	変更前	変更後	障がい者のスポーツ活動を推進するため、(公財)島根県障害者スポーツ協会と連携を図り、島根県障がい者スポーツ大会の開催や全国障害者スポーツ大会等への選手派遣及び各地域でのスポーツ教室等の開催に取り組みます。	障がい者のスポーツ活動を推進するため、(公財)島根県障害者スポーツ協会や市町村と連携を図り、島根県障がい者スポーツ大会の開催や全国障害者スポーツ大会等への選手派遣及び各地域でのスポーツ教室等の開催に取り組みます。
変更前	変更後					
障がい者のスポーツ活動を推進するため、(公財)島根県障害者スポーツ協会と連携を図り、島根県障がい者スポーツ大会の開催や全国障害者スポーツ大会等への選手派遣及び各地域でのスポーツ教室等の開催に取り組みます。	障がい者のスポーツ活動を推進するため、(公財)島根県障害者スポーツ協会や市町村と連携を図り、島根県障がい者スポーツ大会の開催や全国障害者スポーツ大会等への選手派遣及び各地域でのスポーツ教室等の開催に取り組みます。					
8	<p>ボランティア活動について</p> <p>NPO活動については「しまね県民活動支援センター」が紹介されていますが、ボランティア活動についても、県社協に「島根県ボランティア活動振興センター」、各市町村社協に「ボランティアセンター」があります。是非、これらの機能も紹介いただければと思います。</p>	<p>第3編 2-(6)の文中を以下のとおり追加しました。(P37)</p> <table border="1" data-bbox="952 608 2067 772"> <thead> <tr> <th data-bbox="952 608 1167 647">変更前</th> <th data-bbox="1167 608 2067 647">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="952 647 1167 772">(記述なし)</td> <td data-bbox="1167 647 2067 772">また、県内におけるボランティア活動の推進を図るため、島根県社会福祉協議会内に設置された「島根県ボランティア活動振興センター」との連携等を通じて、ボランティア活動に参加するための体制整備など、地域における福祉コミュニティの形成を図る取り組みを行っていきます。</td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	(記述なし)	また、県内におけるボランティア活動の推進を図るため、島根県社会福祉協議会内に設置された「島根県ボランティア活動振興センター」との連携等を通じて、ボランティア活動に参加するための体制整備など、地域における福祉コミュニティの形成を図る取り組みを行っていきます。
変更前	変更後					
(記述なし)	また、県内におけるボランティア活動の推進を図るため、島根県社会福祉協議会内に設置された「島根県ボランティア活動振興センター」との連携等を通じて、ボランティア活動に参加するための体制整備など、地域における福祉コミュニティの形成を図る取り組みを行っていきます。					
9	<p>就労支援について</p> <p>中途障害に起因する離職をできるだけ防ぐ ことに焦点を当てた取り組みを盛り込めないものでしょうか。現業を続けられなかったとしても、転職に生かされる取り組みになります。</p>	<p>「中途障害に起因する離職をできるだけ防ぐ こと」を含め、障がい者の就労や定着を見据えた就業面・生活面からの総合的支援を行うという趣旨で記載しております。(P38)</p>				
10	<p>防災・防犯について</p> <p>障害特性に応じた必要な連携支援が速やかに行われるよう、自主防災組織に、障害当事者団体や支援施設を中心とした縦の支援連絡網づくりを盛り込んでいただけないでしょうか。</p>	<p>本計画において、地域防災計画等に基づき、県、市町村等それぞれの役割に応じて、防災対策の充実を図ることとしています。(P57)</p> <p>要配慮者への対応については、地域の実情に応じて、各市町村の策定する地域防災計画にて定められていることから、ご提案の内容は、地域防災を進めるため、各市町村へ情報提供を行ってまいります。</p>				

## 2. 施策に対する意見

	ご意見の要旨
1	障がい者差別解消について 島根県においても、障がい者差別解消条例を早期に制定してください。
2	障がい者差別解消について 視覚障害者がアパートやマンションを借りるさい、大家から目が見えないことで入居拒否がありました。そのような差別や拒否が起きないことにも注意していただきたいです。
3	障がいに対する理解の促進について 障がいに対する理解を深めるため、行政職初任者研修等に当事者・家族会よりその訴えを研修内容としてとり入れてほしい。（群馬県は実施）
4	サービス基盤の整備について 同行援護事業所などは賃金が安く職員が集まらなると聞いており、国や県のほうで賃金を上げる対策が必要です。
5	サービス基盤の整備について 盲ろう者の方の同行援護者の確保に向け、募集に力を入れてください。
6	サービス基盤の整備について 養護学校から地元の小学校に転校すると移動支援が利用できず、毎日、保護者が送迎しなければならない。地域で過ごすために必要だと思うのでご検討をおねがいします。 多目的トイレのベッドをベビー用ベッドだけでなく、大きめのサイズを付けてほしい。「外出するハードルを下げたい」という声がありました。 卒業後の生活の場の選択肢が少なく、不安という声があります。 市の制度や、職員の対応について、県から指導・フォローしていただけるとありがたいです。
7	サービス基盤の整備について 障がい者が高齢となり、介護保険の対象となると、福祉サービスを受けると1割負担が生じる。月額負担が65歳以上になると1万以上多くなる。とても年金では支払っていけない。家族が手助けしている。共倒れになってしまうのではないかと不安であると訴えている家族がいる。何か制度の改善はないのでしょうか？
8	コミュニケーション支援について 文化や芸術などの教室や公民館の行事、地域の防災訓練などの公民館活動に参加することが、緊急災害時のネットワーク形成につながることから、公民館情報が得やすくなるよう、配布物やICT機器を利用した情報提供を行ってください。
9	情報アクセシビリティの向上について 視覚障害者のICT機器の利用を支援する総合的なサービス拠点を必要としています。どうかよろしくお願いします。 また、外に出向いてゆくのも難しい方がおられます。その方の障害など理解いただき、お住まいの家庭の方へ訪問サービスも嬉しいです。
10	情報アクセシビリティの向上について 市町村の図書館に対してサピエ図書館や国立国会図書館など紹介し、直接必要とする図書の検索やダウンロードができるようにしてください。

ご意見の要旨	
11	<p><b>情報アクセシビリティの向上について</b> 最近iPhoneを利用した点字ブロック等や看板や壁などに（タグ）を埋め込んだ現在の場所を教えてくださいのようなアプリが増えています。第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会（愛称：島根かみあり国スポ・全スポ開催のため全国から参加されるかた、特に視覚障害者の為にも設置を要望します。</p>
12	<p><b>移動支援の充実について</b> 路線バスの便数が減便となり、旧郡部の利用者方たちは、高齢者も含めて移動の手段に困っている。コミュニティバス導入や増便などの対策が必要。</p>
13	<p><b>移動支援の充実について</b> バス・タクシーの運転手不足で、松江の一畑バスは鹿島線など廃止すると発表した。病院・診療所に通院している当事者・家族は途方に暮れると訴えておられる。弱者は困る地域の公共交通の確保を早急に検討してほしい。</p>
14	<p><b>移動支援の充実について</b> バスを利用している当事者・高齢者はバリアフリーのバスでないので昇降に負担を強いられている。早急の改善を希望する。</p>
15	<p><b>移動支援の充実について</b> 白杖訓練などを希望しても相当日にちがかかるとお聞きしています。視覚障がい生活訓練等指導者や支援コーディネーターが不足です。情報機器もどんどん進化しつつあり、新しい機器も誕生している。そのような情報機器に対する指導ができる方など含めて視覚障害者支援センター設立に期待している。</p>
16	<p><b>移動支援の充実について</b> 白杖や拡大読書器などの価格が上昇していることから、日常生活用具や補装具などの助成基準額を引き上げについて、各市町村に働きかけてください。</p>
17	<p><b>相談支援の充実について</b> どこに行けば相談ができるのか、各保健所・行政で大いにPRしてほしい。</p>
18	<p><b>文化芸術活動への支援について</b> 障がい者文化芸術活動支援センターは浜田市に1カ所だけでしょうか。遠方に習い行くのは難しいです。陶芸制作とか芸術に興味があります。毎月発行のメールマガジンなどあると見てみたいなと思いました。そのようなセンターが松江市にできると良いですね。</p>
19	<p><b>保健、医療の充実について</b> 訪問看護のスタッフについて充実させてほしい。 例 合併症（糖尿病）あるケース 病院からの栄養士派けん等ゆくゆくはACT方式でパラメディカルなスタッフの訪問を出来るように検討・試行してほしい。</p>
20	<p><b>精神保健の推進について</b> 早期診断・早期対応していくためには、学校など教育現場に養護教諭を複数配置していく。 又、スクールカウンセラーは何校も受け持ちしないで、各校に配置していく。</p>
21	<p><b>精神保健の推進について</b> 精神当事者会・家族会が医療機関、行政、相談事業所等と年に数回以上会議をもち、何を支援して何を施策に盛り込むか実態把握をしてほしい。保健所の圏域ごとに開催してほしい。</p>

ご意見の要旨	
22	精神保健の推進について びあサポーターの方々の活動の評価をきちんと保健所、行政等と一緒にしてほしい。
23	精神保健の推進について 精神科特例を廃止してほしい。 他の診療科より医師・看護師の数も少なく設定されている。 このことについて、国に制度の廃止を求めてほしい。
24	精神保健の推進について 精神障害者保健福祉手帳1級の者は福祉医療の対象となるが、2、3級は対象外である。せめて2級の者にも福祉医療の対象となるよう改善してほしい。
25	公共交通機関の安全確保について 視覚障害者や高齢者の為に無人駅など駅のホームなどで音の出るボタン式音声通話ができるシステムを設置してください。 ドア開閉を押しボタン式行う電車において、乗降時に開閉ボタンから音が出るようにしてください。
26	歩行空間の安全確保について 「歩道段差の切り下げ」とありますが、具体的にはどういうことをされるのか、お示し下さい。
27	歩行空間の安全確保について 依然としてルール違反やマナーの悪い自転車利用者により、障がい者は危険な目にあっている。学校教育や社会教育の場などを通じ「自転車安全利用五則」と歩行者保護の一層の徹底を図ってください。
28	歩行空間の安全確保について 視覚障がい者・見えにくい高齢者には危険な歩車分離式及び時差式信号機は、音響信号を標準仕様としてください。
29	歩行空間の安全確保について 信号機を取り付けられるときに必ず音響式信号機を設置としてください。
30	災害時の移動支援について 島根県防災危機管理課様には補助犬同伴可ステッカーを県内避難所となる施設に貼付していただき、誠にありがとうございます。
31	災害時の移動支援について 各市町村が運営する避難所へ身体障がい者補助犬と災害時同伴避難したときに、県民が拒否無く受け入れられるよう、各市町村が作成する避難所運営マニュアルや各家庭に配布される防災ガイドブック・防災ハザードマップなどに、記載をお願いします。
32	防災対策について 視覚障害者でも解りやすいものとなるよう、国土交通省で検討されたハザードマップのユニバーサルデザイン化を各市町村に働きかけてください。
33	防災対策について 手で触って学ぶことにより自分の住んでいる地域を知り、災害に十分注意されると思います。自分の命は自分で守る。そのためには立体触地図など手で触って見る地図は十分注意しながら生活するきっかけを作ってくれると思います。 最近では3dプリンタを使えば簡単にできあがります。大学を巻き込んで産学官野で組織ができると嬉しいです。

ご意見の要旨	
34	<p><b>地域における福祉活動に充実について</b>            防災のため当事者として向こう三軒両隣ネットワークの支えも必要と思います。また地域の方の見守りにも頼っています。ネットワーク作りを自分でできる方やできない方もおられます。どちらも地域で支えていただきたくよろしくお願いします。</p>
35	<p><b>防災対策について</b>            iPhoneなどのスマートフォンを、災害時における視聴覚障がい者の日常生活用具とするよう、各市町村に働きかけてください。</p>
36	<p>精神障がい者の医療機関利用状況が令和4年度には減少している。入院・通院患者共に減少している原因は何かどう分析しているか？</p>
37	<p>手帳（精神障がい者）の保有者数は5年前に比べるて37.2%増えているが、医療機関利用は減となっているのは何故か？</p>